

財 関 第 3 4 6 号  
平成 20 年 3 月 31 日

( 各 ) 税関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

財務省関税局長  
青 山 幸 恭

### 関税法基本通達等の一部改正について

関税定率法等の一部を改正する法律(平成 20 年法律第 5 号)の一部の施行等に伴い、関税法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号)等の一部を下記のとおり改正し、平成 20 年 4 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

#### 記

第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 2 関税定率法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号)の一部を次のように改正する。

別紙 2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 3 特例法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号)の一部を次のように改正する。

別紙 3 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 4 通関業法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号)の一部を次のように改正する。

別紙 4 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 5 条約等基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 106 号)の一部を次のように改正する。

別紙 5 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 6 税関様式関係通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号)の一部を次のように改正する。

( 税関様式の一部改正 )

- 1 . 税関様式 C 第 1090 号を別紙 6 - 1 のように改める。
- 2 税関様式 C 第 1114 号の次に別紙 6 - 2 及び別紙 6 - 3 のように加える。
- 3 . 税関様式 C 第 2010 号、 C 第 2110 号、 C 第 2111 号、 C 第 2160 号、 C 第 3170 号、 C 第 3175 号、 C 第 5340 号、 C 第 5360 号、 C 第 5380 号、 C 第 5640 号、 C 第 5642 号、 C 第 5660 号、 C 第 5662 号、 C 第 5840 号、 C 第 5842 号、 C 第 5860 号、 C 第 5862 号、 C 第 5863 号、 C 第 5866 号、 C 第 5868 号及び C 第 8000 号を別紙 6 - 4 から別紙 6 - 24 までのように改める。
- 4 . 税関様式 C 第 8035 号及び C 第 8040 号を削る。
- 5 . 税関様式 C 第 9000 号を別紙 6 - 25 のように改める。
- 6 . 税関様式 C 第 9010 号を別紙 6 - 26 のように改める。
- 7 税関様式 C 第 9010 号の次に別紙 6 - 27 から別紙 6 - 31 までを加える。
- 8 . 税関様式 C 第 9020 号を別紙 6 - 32 のように改める。
- 9 税関様式 C 第 9020 号の次に別紙 6 - 33 から別紙 6 - 36 までを加える。
- 10 . 税関様式 C 第 9030 号及び C 第 9050 号を別紙 6 - 37 及び別紙 6 - 38 のように改める。
- 11 . 税関様式 C 第 9140 号の次に別紙 6 - 39 及び別紙 6 - 40 を加える。
- 12 . 税関様式 C 第 9200 号を削る。
- 13 . 税関様式 T 第 1170 号を別紙 6 - 41 のように改める。
- 14 . 税関様式 M 第 362 号、 M 第 363 号、 N 第 352 号及び N 第 353 号を削る。

( 記載要領及び留意事項の一部改正 )

別紙 6 - 42 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 7 関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）の一部を次のように改正する。

別紙 7 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 8 國際フェリーを利用して輸出入する自家用自動車の通関手続きについて（昭和 46 年 4 月 28 日蔵関第 849 号）の一部を次のように改正する。

別紙 8 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 9 本邦籍船舶が外国で修理を行うため、その修理用資材を積載のうえ出港し、修理後本邦に入港する場合における船舶及び修理用資材の取扱いについて（昭和 54 年 6 月 1 日蔵関第 613 号）の一部を次のように改正する。

別紙 9 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 10 「国際観光政策に関する O E C D 理事会の決定及び勧告」の取扱いについて（昭和 61 年 6 月 9 日蔵関第 627 号）の一部を次のように改正する。

別紙 10 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 11 海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）の一部を次のように改正する。

別紙 11「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 12 輸入通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 247 号）の一部を次のように改正する。

別紙 12「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 13 システム導入官署における輸入通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 249 号）の一部を次のように改正する。

別紙 13「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 14 航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 13 年 9 月 25 日財関第 781 号）の一部を次のように改正する。

別紙 14「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 15 税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて（平成 15 年 6 月 30 日財関第 673 号）の一部を次のように改正する。

別紙 15「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 16 特例輸入者等の承認要件の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）の一部を次のように改正する。

別紙 16「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 17 知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成 19 年 6 月 15 日財関第 802 号）の一部を次のように改正する。

別紙 17「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。